

平成29年6月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年6月12日（月）
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成29年6月12日（月） 午前 9時05分
閉 会 日 時	平成29年6月12日（月） 午前11時43分
委 員 長	羽鳥 健
委員会出席 委員	
委 員 長	羽鳥 健
副 委 員 長	頓所 澄江
委 員	菅野 博子 大塚 佳之 矢部 一夫 潮田 幸子
委員会欠席 委員	なし
委員外議員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	件名	審査結果
第42号	鴻巣市印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決
第43号	平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市民部)

市民部長 佐藤 康夫
 市民部副部長 笹野 一郎
 市民部参事兼市民課長
 関根 和俊
 市民税課長 原口 信行
 資産税課長 染谷 秀幸
 市民部参事兼収税対策室対策室長
 早川 宏人
 収税対策室副参事
 矢澤 欣子
 やさしさ支援課長 松本笑美子
 吹上支所副支所長 新井巳代子
 川里支所副支所長 大島 幸子

(環境経済部)

環境経済部長 飯塚 孝夫
 環境経済部副部長 馬橋 陽一
 環境経済部副部長兼農業委員会
 事務局長 松村 洋充
 環境経済部参事兼環境課長
 関口 泰清
 産業振興課長 町田 浩一
 産業振興課副参事 中西 克仁
 観光戦略課長 小川 哲夫

書記

岡崎 夏子
 篠原 亮

(開会 午前9時05分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。菅野博子委員と大塚佳之委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第42号 鴻巣市印鑑条例の一部を改正する条例、議案第43号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分の議案2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第42号について執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第42号 鴻巣市印鑑条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(市民部参事兼市民課長) それでは、議案第42号 鴻巣市印鑑条例の一部を改正する条例について議案の趣旨をご説明いたします。

事前に資料を配付してありますので、参考にしていただきたいと思います。今回の改正でございますが、平成29年10月から開始いたします証明書のコンビニ交付サービスにおいて、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機より印鑑登録証明を申請できるようにするものであります。鴻巣市印鑑条例第13条で印鑑登録証明の交付について明記しております。この印鑑条例第13条の次に第13条の2を追加し、印鑑登録者は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードを用いて、多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができるとするものです。このことから、印鑑登録証明の申請等については、コンビニ交付サービスに対応するため、個人番号カードの提示による交付を

可能とするものです。

以上で議案第42号につきましてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（潮田）4点あるのですけれども、一つ一つやっていってよろしいでしょうか。

まず最初に、この条例改正により、市民課で扱う全ての証明書が対象となるのか、コンビニ交付が可能になることで利用できる証明書の種類と利用できない証明書の種類について伺いたいと思います。

（市民部参事兼市民課長）先ほどのご質問のお答えです。

コンビニ交付できる証明書の種類でございます。市民課では、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍の謄抄本の証明書、そして戸籍の付票の写しとなっております。また、市民税課では所得課税証明、非課税証明となっております。市民課におきましては、戸籍の除斥あるいは改製原戸籍、そして身分証明書、住民票の除票の写し等が発行は不可となっております。

以上でございます。

（潮田）今回のコンビニ交付により、何割の人が窓口ではなくコンビニ交付に移行すると試算しているのか、鴻巣市での年間の利用見込み数について伺いたいと思います。

（市民部参事兼市民課長）このコンビニ交付によりましての移行でございますけれども、大体1割程度を予定しております。

（潮田）1割で大体幾つぐらいという。

（市民部参事兼市民課長）済みませんでした。マイナンバーカードの発行個数ですけれども、10月で大体1万4,000を見込んでおります。その中で、大体年間4%ずつ普及していくと仮定しておりまして、1年目が1万4,000、そして2年目が1万7,850、3年目が19%の2万2,610人、4年目が23%で2万7,370人、5年目が27%で3万2,130人を見込んでおります。そして、トータルで5年間ですけれども、11万4,000件ということで、

マイナンバーカードの普及につきましては今現在10.2%が普及されております。

先ほど1万4,000人ということで10月時点のマイナンバーカードの見込み数でございますけれども、マイナンバーの浸透率が約半分と見ました。そこで、7,000枚で10月から半年ということですので、おおむね3,500枚がコンビニ交付の発行と見込んでおります。

以上です。

（潮田）今回コンビニ交付が始まるということで端末を設置するのだと思うのですけれども、その端末設置の数、また設置費用、ランニングコスト、今後の年間の費用、どのくらい、要は費用対効果、それ以上にサービス効果というのが大きいとは思っているのですけれども、実際の投資というか、初期投資とランニングコストを教えてくださいたいと思います。

（市民部参事兼市民課長）費用対効果についてご説明いたします。

コンビニ交付の利用率を想定することが大変難しいところでございますけれども、費用対効果を算出する上での前提の条件といたしまして、マイナンバーカードを交付申請する市民が全員コンビニ交付を利用するために申請すると仮定した上でご説明させていただきます。

マイナンバーカードの所持者がコンビニ交付を全員が使用すると仮定した場合の費用対効果としましては、コンビニで発行する証明書等の1件当たりの5年間の経費でございますけれども、約700円と見積もっております。算出方法をご説明いたします。平成29年10月時点のマイナンバーカードの所持見込み数ですけれども、先ほど申し上げましたけれども、1万4,000人とし、年間4%ずつ普及していくと仮定しまして、5年間の合計が11万4,000件ということで先ほど申し上げたとおりです。それで、5年間のランニングコストですけれども、3,000万円ということになっております。また、今年度の初期投資が5,000万円ですので、5年間のランニングコストをご説明いたしますと、5年間で5,000万円プラス5年間のランニングコスト3,000万円イコール8,000万円、これを先ほどの11万4,000件で割りますと、おおむね1件当たりの証明の費用700円ということになっております。

以上です。

(潮田) 今の答弁に対してだと、端末設置数というのは幾つというのがちょっと抜けていたのですけれども、端末の設置数。

(市民部参事兼市民課長) 市役所の市民課に設置ということによろしいでしょうか、それとも全部、コンビニ。

(潮田) コンビニも全部。

(市民部参事兼市民課長) コンビニ店数ですけれども、全国に約5万5,000店舗ございます。その中で、コンビニ交付に対応可能が約5万3,000店舗となっております。また、鴻巣市内ですけれども、鴻巣市内のコンビニ店が5月末で42店舗というところになっております。そのうち、コンビニ交付に対応できる店舗が39店舗ということでございます。

以上でございます。

(潮田) 済みません、私の認識違いかもしれないのですけれども、これは新たに端末を設置するというのではなくて、それは既にあるものを利用するということによろしいのでしょうか。

(市民部参事兼市民課長) そのとおりでございます。

(潮田) わかりました。そうすると、これはより多くの方が利用するほうがいいわけですけれども、その周知方法の新たな工夫、こういったことは初めてでありますので、今までと同じ「広報かがやき」であるとかホームページだけとかというのではなくて、やっぱりより多くの方の目に触れるような工夫が必要だと思うのですけれども、事前告知を含めました今後のスケジュールについて伺います。

(市民部参事兼市民課長) まず、周知方法でございますけれども、先ほど委員からお話がありました6月の広報あるいはホームページにて概要をお知らせいたします。そして、9月の広報、ホームページ等におきまして、コンビニ交付の開始時期、そして手続方法等の詳細についてお知らせいたします。また、さらにコンビニ事業者へのチラシの配布等も考えまして、周知をしていく考えでございます。また、さらに近隣他市の手法をちょっとこれからお聞きしながら、また周知を考えてまいりたいと思います。

以上です。

(潮田) 今コンビニでのチラシ配布というのもありました。若い方が多く来るのはやっぱりコンビニが一番多いわけですがけれども、近隣他市の状況をということでありましたけれども、既に進めている他市、たくさんありますので、今の時点でできること、なるべく早くやはり一人でも多くの方にお知らせするという意味で、鴻巣のポータルサイトでしたか、新しくできたものとか、あれはどのくらい市民の方が見ているかはちょっと不明ですがけれども、より多くのもを使うということと、メディアとかなんかもいろいろ使うように工夫をされたほうがいいのかなど。そうでないと、先ほどの700円というのがありましたけれども、費用対効果といっても、これはあくまでも試算であるかと思しますので、その周知について、さらにちょっと力を入れていただきたいというのをお願いいたします、私の質問以上です。

(市民部参事兼市民課長)先ほどの潮田委員からのご質問ですがけれども、より多くの、また紙ベースではなくて、そういったデータベースの周知方法も考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

(矢部) 今潮田さんが言ったのですけれども、今市民課でもって証明書とるのに150円でしたか。

(市民部参事兼市民課長)住民票の写しあるいは印鑑登録証明書は1通150円となっております。

以上です。

(矢部) それで、今度やるコンビニでもやっぱり150円なのか。

(市民部参事兼市民課長)市で交付する金額と同じでございます。手数料は同じです。

以上です。

(矢部) それで、コンビニに今度は市から早く言えば手数料ではないけれども、支払いする金額というのは大体どのぐらいのあれで。

(市民部参事兼市民課長)まずは、ではその手順についてご説明いたします。

まず、コンビニに行って証明書料金を150円支払ったということにします。そして、その150円のうち、25円をコンビニエンスストアへ、90円を機器メーカーへということで合計115円がその機器の関連のほうに行きます。残りの35円につきましては、これが最終的に市に入ってくるということになります。ですから、150円のうちの35円が市に入ってくると。ですので、残りの115円不足分につきましては、これは一般会計のコンビニ交付事業より1件150円繰り入れることになっております。この手法につきましては、手数料徴収条例に合わせておりまして、また近隣他市も同様な手法をとっているということでございます。

以上です。

(矢部) 今、潮田さんが市内で42店舗と言いましたよね。39店舗が……と。その中でもって3店舗参加しない。そうすると、そのコンビニの名前ではないけれども、名前というか、どこのコンビニというか、それが差し支えなかったら教えて、それは全国的なあれになっているのか、それとも。教えて。

(市民部参事兼市民課長) 先ほどの42店舗のうち3店舗がというところでございますけれども、42店舗のうち39店舗、3店舗がお名前を……

(矢部) 差し支えなかったら。あるのだったらいいですよ、別にあれなのですけれども。

(市民部参事兼市民課長) デイリーヤマザキさんが1店舗、ニューデイズさんというのが2店舗あるらしいのですけれども、自分ちょっと把握していないのですけれども、その3店舗が要はセキュリティー上の対応ができない機器だということなのです。

(矢部) それは本社の意向というか。

(市民部参事兼市民課長) その辺につきましては、本社のほうに照会いたしまして、どういうことでしょうかということでお尋ねしたところ、セキュリティー上対応ができない機器を使っているということ、そして平成30年度中にコストなどを検討しまして、今後の方向性を出していく予定ですので、少々お待ちくださいという回答をいただきました。

以上です。

(矢部) では、また潮田さんの初めに返るのですけれども、市民課でもって証明とるのに、今言った7つとか5つという、全部で何種類あるのか、種類でいいですよ、私は。それで、そのカードの中に幾つ種類が今現在入っているのか、ちょっとそれだけで。さっき名前言われたので、書き取れなかったの。

(市民部参事兼市民課長) 市民課の場合でよろしいでしょうか。種類が5種類です。もう一度繰り返します。住民票の写し……

(矢部) いやいや、住民票ではなくて、市民課であるのか、そのほかにカードでとれる中でもというか、全体であそこへとりに行っているいろんなあれがとれるではないですか。

(市民部参事兼市民課長) コンビニに行ってますか。

(矢部) コンビニではなく、市民課に行っているいろんな申請できる資料というのは幾つあるのですか、全部で。

(市民部参事兼市民課長) では、とれるやつをまたもう一度言っていきますけれども、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍の謄本、抄本あるいは戸籍の付票の写しというところで6種類になります。とれない発行不可能のやつ、要は窓口対応でなくてはだめなやつが除斥謄本とか除籍抄本、あと改製原戸籍というのをお聞きしたことがあるかと思うのですけれども、要は……

(原戸籍だの声あり)

(市民部参事兼市民課長) 同じなのです。今の戸籍に移す前の、改製する前の原本となる戸籍、要は昔、例えば筆で書いてあったりとか、あるいはタイプで打ってあったりとか、そういった戸籍。あと身分証明書、本籍地が鴻巣市の場合は、要は本籍地でしか出せない身分証明書ということになっております。これが要は財産の売買契約ですとか官公署によって、例えば国家試験を受ける場合の資格取得の場合にそういった身分証明書が必要になるということを伺っております。あとは住民票の除票の写しということで、鴻巣市から住民票がなくなった、転出した場合にその除票というか、その写し、要は鴻巣市に今居住していませんという、その証明になるものですが、それが出せないということにな

っています。

以上です。

(菅野) 先ほどの潮田さんの答弁の中で、5年後、11万4,000件、マイナンバーが4,000枚発行されると言いましたけれども、これって人口の全員がマイナンバーをとるという計算ではないのですか。鴻巣の人口というのは12万人弱ですよ。全員がマイナンバーをとると考えているのですか。

(市民部参事兼市民課長) では、繰り返しますけれども、1年目が今…

(菅野) 1年目はいいよ。5年後に11万4,000と言ったことで。

(市民部参事兼市民課長) 1年目と2年目と3年目、4年目、5年目、それを全部足していきますと11万4,000ということになりますので、全員が取得するという意味合いではございません。

(市民部長) 今の11万4,000というのは、証明書の発行、とるだろうという枚数で、登録枚数については5年目に私は本会議でも申しましたけれども、3万2,130人、4%ずつ伸びると想定しますと、5年目には27%ぐらいになるということでございます。その証明書の11万という根拠も、今対象の証明書を年間で発行していると13万4,000ぐらいになるので、1万4,000と仮定しますと、お一人1枚、なおかつマイナンバーを取得されている方というのはそういう利便性を求めるだろうということで、コンビニでとっていただけるという前提のもと試算ということでございます。

以上でございます。

(菅野) 国では初期投資に3,000億円かかると平成15年ぐらいから言っているわけですがけれども、鴻巣では実際にこれをとれるのは来年ですよ。いつからでしたか、ことしの10月ですね、まだとれない。初期投資に幾らぐらいこのマイナンバーに使っているのでしょうか。

(市民部参事兼市民課長) 先ほど答弁いたしましたけれども、初期投資、今年度の29年度の支払いなのですけれども…

(菅野) 29年度ではなくて今までかかった全ての初期投資です、マイナ

ンバーに関する。

(マイナンバー発行事業全体に対する鴻巣の……声あり)

(菅野) これまでの……

(どのぐらい見込んでいますかという質問の声あり)

(菅野) そうそう。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時28分)



(開議 午前9時31分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 要するに何でこれを市民がこぞって便利だからといってマイナンバーをもらわないかというのは、情報流出がやる直前に年金機構が山のように出たり、子どもたちの塾やっている何か、あれも名簿が出てしまったではないですか。そういうことで、いわゆるプライバシー侵害、成り済ましも含めて、さらに何のために入れたかということが徴税強化や社会保障給付の削減の手段として政府は入れているという、そういう面もあるわけで、簡単にマイナンバーを申請する人はふえないと思うのです。これまで韓国にしてもアメリカにしても、こういう制度は入れたけれども、アメリカの場合はもう見直しているわけですがけれども、鴻巣の場合、そういういわゆるプライバシー侵害や成り済まし犯というのですか、そういう心配はないのか。本会議場でもいろいろ議論されました。コンビニで忘れてきたらどうなるのかとか、成り済ましやプライバシー侵害は言われなかったけれども、そういうことの懸念はないのか。

(市民部参事兼市民課長) それでは、まず最初にマイナンバーカードの導入におけるメリット点をちょっと説明させていただきますけれども、まずは本人の確認の際の公の身分証明書として利用できるということで、例えば運転免許証をお持ちでない方、写真入りの証明書をお持ちでない方は、このマイナンバーカードを身分証明として用いることができ

るということ、まずそれが1点目。

そして、また先ほども言っておりますけれども、コンビニ交付などで住民票ですとか印鑑登録証明書などの公の公的な証明書を取得できるということで、市やその他施設に行かなくても交付が可能ということがございます。

それでは、コンビニ交付サービスにおけるセキュリティーについてちょっと何点かご説明いたします。4点ございまして、システム上のセキュリティーがまずございます。これにつきましては、証明書の発行後、端末内の証明内容データが証明書が発行されると、そのデータが完全に消去されるため、証明内容のデータの個人情報の蓄積はできないということ、それがまず1点目。

そして、2点目ですけれども、発行される証明書に施されているセキュリティー対策といたしまして、例えばけん制文字というのがございますが、それがその証明書をコピーした場合に複写という文字が浮き上がってきますので、まずそういったコピー、複写もできない状況になっております。

そして、3つ目のコンビニ店におけるセキュリティーということでございますけれども、端末画面の表示や音声案内によりまして、マイナンバーカードや証明書の置き忘れを防止しているところでございます。

あとはコンビニのオーナーですとか従業員につきましては、端末のプログラムを操作できない仕組みとなっております。

また、そのほかに証明書をとり忘れた場合の対応ですけれども、交付された証明書あるいはカードの置き忘れの場合につきましては、取り扱い店で回収した場合は取り扱い店のほうで遺失物として警察に届けるものとしております。また、証明書等の自動交付事務委託契約書というのがございます。その中に個人情報の取り扱いということで契約書の中にも個人情報の取り扱い者の業務を個人情報保護の徹底が図れるよう、コンビニの従事者に対する教育訓練ですとか、あるいは安全対策の実施を適切に行うものとするということで、そういった教育、安全、セキュリティーについて十分にされていると判断しております。

以上でございます。

(菅野) 何件といたしますけれども、先ほどこれから顔の写真が載るから公の証明になるとかと言いますけれども、あと住民票や印鑑証明をとるのに便利だと言いますけれども、市民の生活を全然見ていませんよ。普通の人が印鑑証明や住民票なんて、家でも買うとかよっぽどのことではないととりません。私なんか人生で何回とったかと、とりません。それから、公の身分証明書、普通は免許証なくても健康保険証で多く通じるものがある、写真のついたものなんてめったにないですから、よっぽどのことではない限り。ですから、これは特別に全市民的に恩恵が行き渡るといふ理由にはならないのですね、市民のほうに言わせれば。逆に1つ失ってはいけないものを持ってしまうという。財布の中に全部カードと一緒に入れて、財布なくしてしまったら、みんななくなって情報がどこにも出てしまうということのほうによっぽど怖いわけです。ですから、市民は安易にとらないわけです。特別何の不便もないのです、写真入りのがなくなると今までの生活で。ですから、そこら辺を考えて将来の鴻巣の保険制度というふうには持っていかななくてはいけないと思うのです。簡単に国の言うのをそのまま受け入れて、やります、やりますと言って市報にそういうことを書いていくと。でも、こういう懸念はありますよと、住民票なんか年中とるわけではないのだから。政府言いなりに宣伝しているわけです。選ぶのはこっちのほうだと、こんなことないと自分が思っていかなければいいのだと。では、日本年金機構が25万件も2015年6月に情報流出したと、東京商工会議所が……

(委員長) 菅野委員に申し上げます。

当委員会の所管を超えた質疑となっておりますので、本来の質疑をお願いいたします。

(菅野) なっていないよ、今本来のことを言っているのではない。そういうことも含めて、安易に市民にこれをやる方がいいという、そういう宣伝を私は暗に慎むべきだと思います。

それから、2つ目に、マイナポータルという制度では、ICカードとパスポートがあればどんどん情報ができるのではないですか、この2つを

お聞きします。

(市民部参事兼市民課長) 先ほどのご質問ですけれども、マイナンバーカードが例えば紛失した場合のセキュリティー対策についてちょっとお話しさせていただきますと、例えばマイナンバーカードを入れて証明をとります。その前に4桁の暗証番号があるのですけれども、それを入力します。入力するのですけれども、それが3回間違えると、もうロックされて使用できない。あるいは、例えば紛失した場合はコールセンターというところがございまして、そこに連絡すればマイナンバーカードの一時停止とか失効をしていただけるということになっておりますので、そのような紛失されてもある程度のセキュリティーが保たれているのかなというふうには感じております。

また、参考までに申し上げますけれども、4月末現在でカードの交付率が本市が10.1%、そして近隣をちょっと申し上げますと、上尾市が9.9%、桶川市が8.3%、北本市が8.1%というような状況でございまして。また、埼玉県平均も9.1%、そしてまた全国が8.4%ということであると、本市は割かし高い数字でなっているのかなというふうには感じております。また、マイナポータルというところのご質問についてですけれども、これは住民がみずからパソコン等から確認できるサービスということと、行政機関が保有する自分の特定個人情報ですとか、その情報をやりとりした記録、それが自分宛てに行政機関からの通知などで閲覧できるサービスということなので、どういった自分の情報が使われているかということを知ることができるというサービスということと、

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時40分)

(開議 午前9時42分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 部長に聞きます。

結局何で市民がこれに疑義を持っているかというところ、情報流出が山のよ
うに各国で出ていると、そういう状況も知っているわけです。なくても
何にも困らないわけです、市民にしては。住民票なり印鑑証明は年中と
るものではないし、写真つきの証明書なんてよっぽどのことでなければ
見せることなんかないわけです。ですから、なくても困らないから幾ら
笛吹けども踊らず、これをやっている業者が物すごく国でも何千億円と
もうけているわけですから、ですからリスクと現実のサービスとをどう
考えるのか、100%情報が漏えいしないというリスクはないし、意図的に
盗み取るという人間が必ずいるわけですから、それから一度出た情報は
もう取り返しがつかないわけです。それから、情報は集積されればされ
るほど利用価値が上がって、さらに攻撃しやすくなるというその大も
との最先端を担うのがこの部門なわけですから、そういうことに対してど
う対応して市民にお知らせするのか。ただ、便利ですよ、便利ですよと、
利用もしないのに便利、便利と言われるのでは、市民の願う情報提供で
はないと思うのですけれども、市民課とちゃんと相談してそういう情報
提供すべきだと思うのですが、どうですか。

（委員長） それでは、今の質疑に対して、当委員会に所管する部分の質
疑の答弁としてお答えをください。

（市民部長） マイナンバー制度につきましては、法定受託事務としてス
タートして、市民課の部分といたしましては、付番通知を全部に通知し
て、希望の方については個人番号カードを使用、交付すると。その延長
線でコンビニ交付というメニューがありましたので、市の全体の判断も
ありますけれども、職務として市民課でマイナンバーからコンビニの交
付の事務を所管しているということですので、うちとしてはその辺安全
性等を積極的に言って、当然地方公共団体で情報システム機構等の連携
をとりまして、安全性であるとかというのはしっかりやっていかなくて
はならないということですので、市民課、市民部、この委員会
として言えることは、コンビニ交付をやるという選択をしたわけです
から、それをなるべく広めていきたいというのが私ども市民部、所管課、
市民課の願いであります。

以上でございます。

(菅野) 例えばこのことで情報が漏れて、何かということがあった場合、では市民課のほうは一切関係ないと、全部いわゆるもとのする総務委員会なのだと、そういうことなのですか。役所の仕事というのは、そんな一つの仕事を手と足に分けるものではないと思うのですけれども、根っこがあって葉があると思うのだけれども、おかしいよね。では、関係ないのだ。ここは何せコンビニでどンドンとってくれればいいということなのだ。市報に場面として大きな宣伝するのではないよと言っているのです。本当のことをちゃんと言いなさいと言っているのです。

(市民部長) 先ほどセキュリティーとか成り済ましであるとかということ、本会議でもあったと思うのですけれども、基本的にコンビニでとる行為、マイナンバーを持って、当然暗証番号を入れないと作動しないシステムですので、それ以降の悪意を持って成り済ましたとか、それをとったというのは、もう全て犯罪行為になりますので、所管の警察が対応すると。その中で起こった事象で十分に予防的なものはしていると私どもは契約の中で判断しているわけですが、その中で新たなことが起こった場合、それはもう個人のいわゆる犯罪、遺失物であるか、刑法的な窃盗であるとか置き忘れをとっていく行為ですから、そういう中でそれで市に多大な迷惑がかかるようでしたら、それはまた広い意味でどこか個人情報流出に対して損害賠償とかという、市が大きく著しくそのことで、1店舗でそのような悪意を持ってやったということであれば、損害という話は出てくるのかなと、ちょっと飛躍しておりますが、そういうことになるかと思いますが、今現状の中では、あくまでさまざまな契約を交わしまして、安全性を確認して全国5万3,000店舗でもう稼働している。事故報告も受けていないということでございますので……

(まだやっていないの声あり)

(市民部長) 鴻巣ではやっておりませんが、ほかの市でやっているものが鴻巣のコンビニ店舗で、例えば北本はやっておりますので、北本の方が鴻巣のコンビニに来れば、自分の北本の証明は出るような仕組みに現在なっております。その日から鴻巣がとれるとか、そのタイミングを今

システム構築しているわけですので、今の鴻巣の店舗、先ほど言った39店舗も安全にもうコンビニシステムの枠組みの中で社員教育等をされて動いているという認識でおります。

以上でございます。

(委員長) 菅野委員に申し上げます。

本来の今回私ども委員会に付託された案件の中での質疑ということをお覚した上で質疑をお願いいたします。

(菅野) 付託されたといったって、マイナンバー、マイナンバーなんて根っこ抜けて葉っぱだけマイナンバーで、こっちから情報もらえるのではないでしょう。全くこんな委員会おかしいでしょう。部長が全部答えられてしかるべきなのだ、本来。根っこ言えないで、部長ではないでしょう。何言っているのですか。

では、これもそう言うのかもしれないけれども、鴻巣の……

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時49分)



(開議 午前10時08分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(菅野) 職員からも、あと政府も個人番号の利用に当たっては、写真付きの個人番号カードで本人確認を行うから、必要な措置を講ずると言っていて大丈夫だと言って、こちら写真つきだから大丈夫だと先ほど答弁がありましたけれども、しかし日本政府自身が施行前から利用範囲を預金口座や医療情報などどんどん拡大しようとしているわけで、写真付きの個人番号カードをつくる時点で成り済ましが起こる可能性があるということも指摘されているのです。そこら辺は全然成り済まし等には、写真をどこで撮ってどうやってやろうとならないで、ちゃんとしたカードになるということなのですか。

(市民部参事兼市民課長) まずは、昨年ですか、一昨年ですか、市のほうからの全市民に対して通知カードが行きまして、紙の12桁の番号が書いているやつ、それを持って申請ですか、あるいは番号のカードにQR

コードがありまして、それを証明写真を撮るところにかざしますと、要は全部住所から名前から生年月日から入っていますので、それでその人の写真を撮ることになっておりますので……

（菅野）そこから漏れないのかと聞いているのです。

（市民部参事兼市民課長）市役所のちょっと市民課の外にもございますけれども、自販機の隣に写真を撮るコーナーがございますけれども、ここでお一人が入るスペースなのです。椅子に座って証明写真を撮ると。本人がお持ちの通知カードにあるQRコードをかざすということで、その情報から写真を撮ることですので、別の人が成り済ますというのはなかなか考えづらいかなというふうに私は思っております。以上です。

（大塚）それでは、幾つか伺いたいのですが、その前に1点、潮田委員の質問に対する答えがちょっと私の理解とずれているかもしれませんので、確認をします。

潮田委員のほうから、市の投資金額の件について質問があったと思うのですが、最終的には1枚当たり700円が単価ですという部分です。今回のコンビニ交付に関しては、費用負担はコンビニ側が全て行うということであって、1台当たり何千万円で何年で幾らという先ほどの答えは、市が直接複合機を設置してやった場合の費用という理解でよろしいか、その点を確認いたします。

（市民部参事兼市民課長）本来であれば、本人の負担が1通150円ということでお一人様払うのですけれども、市に150円が入ることなのですけれども、それが今回の初期投資プラス5年間の保守、そのようなところで、それが1通幾らに換算するかというふうになると、プラス700円ぐらいはかかってしまうかなという、そういった試算でございます。以上です。

（大塚）その初期投資というのは、市がコンビニ交付サービスを今回プラスされるわけですけれども、それをやるに当たっての市の負担、初期投資、その初期投資は具体的にどんなところにかかる費用として初期投資になるのでしょうか。

(市民部参事兼市民課長) 初期投資でございますけれども、コンビニ交付のシステム構築事業ということで5,000万円ほど計上されておりますけれども、コンビニ交付システムの構築委託料、そしてあるいはコンビニ交付機用の市民課に設置するのですけれども、例えば戸籍をとる場合、戸籍の届け出が出てから市でデータを入力しないと戸籍に反映されない、その辺についての抑止する装置、それについてのそういった設置費用ですか、そういったもろもろの委託料の合計が初期投資としては5,000万円程度かかるということでございます。

以上です。

(大塚) 最後の確認です。印刷ができる、いわゆるコンビニ交付ができるということで今の説明だと思っておりますけれども、コンビニには初期投資は含まれない、しないという理解でよろしいでしょうか。

(市民部参事兼市民課長) コンビニの負担ということによろしいのですか。

(大塚) コンビニへの負担というのはないという理解でいいかどうか、それを伺います。

(市民部参事兼市民課長) コンビニについては、先ほどちょっと言ったかもしれないのですけれども、150円のうちの25円の手数料がコンビニに行くというところでございますけれども。

(大塚) 初期投資です。初期投資が私の理解ですと、市に設置する場合の機械、システム等の費用というふうに理解をしているのですが、潮田委員の質問のときに全体というふうに聞こえたものですから、チェーン展開されているコンビニ39店舗にはその初期投資が払われるとか、宛てがうというのはあるかないか、それを伺います。

(市民部参事兼市民課長) それについては、各コンビニへの費用というのですか、それはかかっておりません。

以上です。

(大塚) わかりました。

改めて私から質問しますが、発行率が10.1%ということであります。発行したことによって、手に持っている方はそれだけの方がいらっしゃる

のですが、実際にカードは発行して手元にあるけれども、今現在やっぱりこのカードは自分には必要ない、あるいは持っている不安だ等々でマイナンバーカード自体を返還したい、あるいはもう使わないので処分をしたいというような相談は来ているのでしょうか。

（市民部参事兼市民課長）日々交付の業務がございます。また、先ほどのご質問ですけれども、返還したいというお話はお聞きしておりません。以上です。

（大塚）わかりました。皆さんが丁寧に大事に保管をされているということで理解をしますが、改めてカード発行時、もしくは発行後、これは大事なもののなので、大切に保管というのは当然説明はされていると思いますが、例えばその中で常時持っていたほうが便利ですか、あるいはたんすの奥にしまったほうが安全ですか、そういったどのような保管に対する周知といたしますか、お知らせはもししていることがあれば伺いたします。

（市民部参事兼市民課長）そういったまだお知らせのほうは行っていない状況でございますけれども、使うときに持ち出すというのが一番安全なのかなというふうには思っております。常時持っていると、万が一ということもございますので、お使いになるときに持ち出すということがよろしいのではないかと思います。

以上です。

（大塚）使うときに持ち出すということを前提に伺いたいののですが、先ほど菅野委員からも一部同等の質問がありました。というのは、今回マイナンバーカードの発行によって利用の幅が広がるということになります。

ただ、これはもう何十年、何百年前からでしょうか、世の中が便利になってくると、今回とりわけマイナンバーカードの発行、使用については、どちらかというシステム自体はデジタル、使う行為自体はアナログ、もし何らかの理由でトラブル、事件があるとすれば、両方考えなくてはいけないかなと思います。本会議でも答弁がありましたけれども、アナログ的なトラブル、事件については、いわゆるカードは入れるのか、か

ぎすのかよくわからないのですけれども、カード自体の使用について使用者みずからのミスによって起こることがあり得る。あるいは、せっかく1枚証明書が出てきたのに、取り忘れもそうだと思います。

アナログ的なトラブルの中で1つ考えられることは、カードを持ってコンビニに行きました。カードを持っていくと、音声ガイダンスが流れるということですが、暗証番号を押してください、これをどうしてくださいますか、こうしてくださいますかというのが出てくるのだと思うのです。そのときに、カードを持っている人がみんながみんなやり方がわかって行くわけではないので、場合によると、そこまで行ったけれども、よく難しくてわからないという方も中にはいるのかなと。その場合に、頼りになるのはコンビニの店員であります。店員さんが、「やり方がわからないので教えてください」というふうに問いかけをされたときに、そのときの対応というのは、していいという決まりなのか、一切かかわるなというふうになっているのか、それについては、とりわけマイナンバーカードをお持ちの高齢者の皆さんは、持っていったけれども、よくわからないという話かなと思いますので、今の段階でおわかりになっていけば、その点についてはいかがでしょうか。

(市民部参事兼市民課長)コンビニのトラブルということですが、暗証番号を忘れたとか、あるいは操作の仕方がわからないというのはあるかなとは思っています。そこで、暗証番号を忘れた場合に、例えば暗証番号を忘れた場合につきましては、市町村の窓口に来庁していただきまして、本人確認を行った上で暗証番号の初期化を行いまして、再度登録し直して、また登録してやっていただくこととなりますけれども、操作の仕方がわからない場合につきましては、お手数ですが、市役所なりに来ていただきまして、市役所にもマルチコピー機を置きますので、そこで職員によるレクチャーではないのですけれども、そういったことが考えられるかなとは思っております。

以上です。

(大塚) コンビニエンスストアは便利なお店という、直訳すると私はそのように理解しているのですが、店員さんに聞いて使い方を教えてもら

おうと思ったら、店員さんが、「ルールなのでできません」というふうに私は聞こえてきました。これについては、誰でも彼でもかかわれるというのは好ましくないと思いますけれども、私は便利なお店で便利にカードを使えるという視点というか、今回のフレーズがちょっと消されてしまうのがもったいないなという気もしますので、その利用の仕方について、困った方に対する対応というのは今後検討すべきかなと思いますので、これについては問題提起とさせていただきます。

もう一つ、同じトラブルでも今度はデジタルのほう、何人かの委員からも出たのですが、根本的に人間がつくったシステムですので、必ずどこかで人間がこれを破壊することができてしまうのだと私は思っています。よくパソコンを例に挙げると、いろんなウイルスが張りついて、ちょっとした不注意で、その気はなくてもどこかをクリックしたとか、何かを見に行ったら、探しに行ったら、それだけでも大きな問題に発展していることが過去にもあります。

例えばもうしばらく前になりますが、日本国内の大きな旅行代理店さんがちょっとした不注意で、ある画面をクリックをしたがゆえに消えなくなってしまって、消えないのは何が起きているかというところ、我々の目に見えない裏側のところでそのパソコンが持っている、あるいは全てのデータを管理しているところの個人情報全部流れて、何十万人というデータが流れたというのがニュースにもなりました。

また、最近はやりのやつで申し上げますと、広告のバナーの、いわゆる広告のちょっとした四角いやつ、パソコンの画面、あれをクリックしたら、もう消えなくなってしまって、しょうがないからどうしようかなと思って読んでみたら、お金を払ってくれば消しますというふうな単純な文章が載ってしまっていて、当然お金を払う人もいるらしいのですが、それでも消えない。その間にどうなるかというところ、そのパソコンにつながっているところの全てのデータがそこから吸い上げられてしまう。最終的にはそのパソコンは使えなくなるというのがランサムウェアの一種らしいのですけれども、発生しているそうです。

デジタルに関しては、市民課は当然責任があるわけではないのですけれ

ども、そこら辺、今回コンビニ交付、いわゆる加盟しているチェーン店、そちらの本部ではどのぐらい自信を持って利用していただけるようなセキュリティのシステム、それができているのか、またあるいはちょっとしたことでも結構なので、鴻巣以外の近隣の市町村でもやっているわけですので、事故事例としてどんなことがあったのか。もしなければ、ないはずなのですが、そこら辺事故事例についてわかればお伺いをしたいと思います。

（市民部参事兼市民課長）インターネットへの接続環境というところだと思いますので、それについてIPアドレスを外部から特定できなくする機能というファイアウォールというのがあるらしいのですけれども、それについて確認させていただきました。その設置につきましては、全国统一で義務化されているということですので、開始されるコンビニ交付につきましても対応されており、外部からの不正アクセスは不可能ということになっております。また、証明書等の自動交付事務委託契約書においてもその辺の文面は明記されております。

あと事故例ということなのですけれども、他市に聞いたところ、近隣だったのですけれども、事故例というのはございませんというのが回答でございました。ただ、先ほど言ったように暗証番号を忘れたとか、やり方がわからないといった小さな、事故ではないのですけれども、そういったお客さんもいらっしゃったということでご回答いただきました。

以上です。

（大塚）最後に、1点です。複合機、いわゆるコピー機能がついているわけですので、行って一連の作業をすると、印刷、プリントアウトされたのが出てくるわけなのですけれども、我が家にも1台あるのです。時折ですけれども、ほとんどないのですけれども、紙詰まりとか、やっぱりそういった機械上のトラブル、故障というか、問題があるのです。今回特殊な紙が多分カートリッジに入っていて出てくるのだと思うのですけれども、紙詰まりとか、何かの意味で通信障害が使いえなくなってしまうとか、ハードの面でのトラブルが発生する可能性について、あるいは今お話ししたように紙が詰まってしまった場合は店員さんが取り除い

たりするのだと思いますけれども、往々にして印刷が完了していないと、そのデータは完了するまで残るのです。先ほど他の委員の質疑の中で、一度プリントアウトすると取り込んだデータは自動的に消去されますという説明がありました。ただ、その期間、何らかの理由で印刷に至らなかった場合、その辺については、具体的に何か対処法なり、こういうふうになりますという具体例があればお伺いをしたいのですが、いかがでしょうか。

（市民部参事兼市民課長）紙詰まりの件でございますけれども、紙詰まりの対応については、やはり応急処置ということでコンビニの店員がやられるというところでございます。

また、ミスプリントの、余りプリントがよく出なかったというところもあるかと思うのですが、その辺については、印刷不良等の場合は、その証明書が無効となります。そこで、焼却とか、あるいは裁断等の確実な方法によって読み取り不可能な状態にするということでございます。また、だめになった証明書の手数料は返金します。そして、返金済み無効というスタンプを押すそうなのでございますけれども、ミスプリントのやつですけども、そういうふうに押して、本人にまた手渡す、返すこともできると伺っております。

以上でございます。

（大塚）なるべくミスがない形で、あくまでもマイナンバーカードを持っている人へのサービスの付加ということで私は理解をしておりますので、通知カードのみの人もあるでしょうし、カードをこれから発行しようかなと考えている人、あるいは手続途中の人、手元にある人、それぞれ選択なので、あくまでもマイナンバーカードを持っている人は新たなサービスが受けられますというのをこれからも上手に周知をしていただきたいと思います。

最後に、1点伺いますが、42店舗のうち39店舗が対応可能という答弁でした。そのうちの3店舗は先ほど矢部委員からの質問で、こんなチェーン店ですというのわかりました。そのうちの1店が、恐らくエルミの駅ビルの下にある、比較的市民の皆さんでも利用する回数が多いコンビ

ニかなと思うのですが、それは特定のチェーン店ですので、市民部からとか鴻巣から物は言えないと思うのですけれども、今後の見込みとして、いわゆる町なかにある駅に一番近いコンビニなので、あればあったで使う人もいるのかなと私は思うのですけれども、それらについては、今後何か拡大する見込みあるいは全国展開も含めて何か情報があればお伺いをして最後の質問といたします。

（市民部参事兼市民課長）本社のほうにその辺は確認させていただきまして、セキュリティー上、対応できない機器であるということですので、平成30年度中にコスト等を検討しながら、今後の方向性を出すということでお聞きしております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（菅野）この制度が論議された財務省の財政制度等審議会で、安倍首相が議長を務める経済財政諮問会議では、マイナンバーを入れる意味が個人の所得だけではなくて、資産の保有状況を詳細に把握し、それに基づいて医療や介護の負担増を求めることが主張されています。今回のマイナンバー制度の導入は、その布石にほかなりません。今後さらに政府が進めようとしている方向はマイナンバーの今後の運用拡大をめぐって、内閣官房、これはマイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関する検討、IT総合戦略本部、新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会、厚生労働省では医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会、マイナンバーの戸籍への活用を検討する法務省の研究会、自動車登録とマイナンバーのリンクを検討する国土交通省の検討会など、文字どおり各省庁、機関で論議が進められ、百家争鳴の状況となっているわけです。

さらに、一方で国民医療控除の簡素化、税、年金にかかわる提出書類の

省略などを推進するとしていますが、国民がしてほしいというのは引き続き検討されて、十分な対応がされていません。その一方で、年金保険料の徴収強化については、2018年度をめどに全ての滞納者に対する督促の実現を目指すとし、国税庁と年金機構の連携、強制徴収委任の利用拡大などにより徹底した摘発を行うことを具体的に明記されているわけです。

医療分野についていうと、改定法案による健診、予防接種の情報共有を手始めに、保険者と医療機関による患者の資格確認、かかりつけの医療機関や介護事業所による個々人の病歴、診療歴の情報共有、健診結果と疾病歴の一定把握に基づく健康指導、各人の医療情報の技術研究の活用などが、まさにこうした点まで検討の俎上に上っているわけです。要するに最大の狙いは、国民の収入、財産の実態を政府がつかんで、税、保険料の徴収強化と社会保障の給付、削減を押しつけるところに目的があるわけです。

では、外国ではどうなっているか。韓国とアメリカがまず導入しているわけですが、アメリカでは1935年の社会保障番号の導入後、いろんな措置をとってきているわけですが、アメリカの場合は任意ですが、いわゆる利用している中で社会保障番号がなければ不便だという、そういう持っていき方もあって、半強制的に共通番号が社会的に広がっていきました。また、韓国では北朝鮮のスパイ対策として17歳以上の全国民に登録をさせたということで広がっていったわけですが、2012年施行の個人情報保護法により住民登録番号の収集が規制されるまで、官民で住民登録番号による本人確認や利用が行われ、広く普及していきまされたけれども、この両国でも共通番号と個人情報がセットで大量流出したのです。

プライバシーの侵害や犯罪利用、成り済まし犯罪が横行して社会問題になっているわけです。IT先進国と言われるこうした国の政府機関や大企業でも情報漏えいを防げないでいる。また、共通番号の官民利用の推進は情報を取り扱う人や場所がふえて不正利用や情報漏えいの危険が高まること、民間で普及した制度は問題が生じてもすぐに中止したり、見

直すことが困難という点は日本でも教訓として考えるべきだと思っております。個人の会社は、ほとんど従業員から番号を集めていますから、集めないで給料を出さないだの云々、そこまで言われたりするわけですから、こういうのがちゃんとしたセキュリティーのもとで管理されているとは思わないし、情報流出する可能性も日本ではあると思います。

顧みてどうでしょうか。ドイツでは、共通番号制度がドイツ基本法で制定される人格の尊厳、人格権を侵害する制度だと認識されています。83年の連邦憲法裁判所では、国勢調査違憲判決の中の一説に、一つの番号で個人の情報を集約管理してはいけないと、こういうことまでドイツでは決められているのです。共通番号を使わずに、目的ごとの情報連携で国民の福祉や医療はやっていけると、そういうことがちゃんとドイツでは言われているわけです。日本も今そういう制度の中で十分やっていけるわけであって、この制度には反対をします。

以上です。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第42号 鴻巣市印鑑条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（潮田）最初に、6款農林水産業費、1項2目農業総務費庶務事業の不動産鑑定料の鑑定手数料の件でございますが、まず最初に平成2年7月

に購入したときの金額、その対象面積について、あともう一つは不動産鑑定手数料が50万円を計上ということでございますので、逆算しておおよそどのくらいの売却金額になるということを想定しているのか伺います。

（産業振興課長）お答えいたします。

平成2年の買収面積でございますが、8,831平米でございます。買収価格につきましては7,727万1,250円となります。

次に、鑑定評価、今回予算のほう50万円ということを経上させていただきました。鑑定評価につきましては、評価額によって鑑定手数料が決まってくる、逆算のような形になりますので、50万円ということでおおむね2億円以内という形では考えております。

以上でございます。

（潮田）カントリーエレベーターさんというのが公的な目的があったからというか、市民、農家の方だと思いますけれども、公共の利益があるから無償貸与という形になっていたのかなと、ちょっとそこら辺よくわからないのですけれども、今まで無償貸与だったことの理由と、あとそこを利用している農家さんというのが市内でどのぐらいいるのかを伺います。

（産業振興課長）無償貸与していた理由ということですが、平成2年、3年の整備ということで、農業の振興を図るためということで鴻巣市と鴻巣市農協になりますけれども、これで整備した事業でございます。無償ということは、当初からそういう形で整備の目的が農業の振興を図るためということでなっていたものと思われまして。

それと、次の質問のどのぐらいの方が使用されているのかということで、取り扱い量でございますが、平成28年度、お米のほうは813トン、麦のほうは1,028トン、利用の人数でございますが、個人、法人含めまして米のほうは199名、麦のほうは28名となっております。

以上でございます。

（潮田）わかりました。この項目については、以上でいいです。

もう一つ、商工振興費補助金の100万円のほうでございますが、これはこ

うのす花火は鴻巣市の知名度アップについては大変に効果が大きいかと思えます。市としてもいろんな観光の意味でも、またシティプロモーションの意味でもやっている中でも一番効果が大きいのが花火大会かなというふうに思うのですが、実際にやるのは商工会青年部ということになります。今回も商工業振興費補助金という名称になっておりますので、この花火大会が今回は100万補助ですけれども、もう少し鴻巣市の産業振興に寄与するような形のリアクションを持っていくべきではないかというふうに考えているのですけれども、そこら辺は市としての考えというのは花火大会をどう利用するといったら変ですけれども、さらに次への産業振興に発展させる考えとかというのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

(産業振興課副参事) ご質問の件なのですけれども、まずはこうのす花火大会が昨年皆さんご存じのとおり、テレビ番組の「アド街ック天国」でも1位になったというところで、それから日本一の一つでもあると、さらにギネスにも認定されているというところで、鴻巣市をPRする上では非常に有効なものだというふうには考えております。今後市の産業振興ということを含めた中では、こういった日本一とかを掲げていますので、これらをうまく利用しながら、市内外にさらにPRをして、当日を含めて鴻巣市に来場される方が多くなって、さらに商工業の振興に結びつけていくというふうには考えております。

以上でございます。

(潮田) 今うまく利用してつなげていくという話がありました。具体的に、どうも商工会青年部がやっているものである、お金では補助をしている。でも、市はそれ以上産業振興にどうつなげるかというのが余り見えてこないように思うのですけれども、それでは今の答弁からすると、そういったことを今プログラムというか、考えているという具体的な打つ手というのは何かあるのでしょうか。

(産業振興課副参事) 現時点では、具体的なイメージというものは明確には持っておりません。

ただ、昨年15回花火大会のときに、鴻巣駅西口をうまく利用して非常

に多くの方々が鴻巣駅を利用して各会場に向かわれるということで、その辺で何かもっと商店街を含めて振興ができるのではないかなというふうな考え方をもちました。結果的には、何もしないで終わってしまったのですけれども、観光協会を含めて自由通路あるいは西口のロータリー、それから左岸通線にかけて、こういったところを何かうまく活用しながらできないかということは考えております。ただ、いずれにいたしましても、当然道路使用に関しては鴻巣警察の道路使用許可であるとか、そういった法令上の制限があります。こういったところを各関係機関とうまく調整をしながらやっていくというのが必要になるかと思えます。ただ、その一方で、鴻巣市商工会青年部につきましては、当然花火大会の会場に商工会の会員さんを出店の呼びかけをしてございます。こちらが昨年でいうと35区画程度、ことしはもうちょっとふえるのかなという予想もあります。したがって、もし西口にそういったものを設けたときに、その辺の需要、ニーズがどれくらいあるかというところも必要かなと思えますので、それらを鑑みまして、いろいろ検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

（潮田）その検討に大変期待をしたいと思えます。

実際には先ほど言っていた35区画程度のところというのは、観覧料を払った人が使えるところでありまして、それ以外、たしか昨年の花火では40万人を超える人出があったというふうになっていたかと思えます。そこで、そこに来た人たちが少しでも鴻巣にお金を落としてもらうように、また産業振興につなげるというのは確実にできることではないかなというふうに思えますので、さらなる取り組みに期待をして終わります。

（矢部）農林水産業のほうから質疑させていただきます。

これ先ほど今平成2年の7月に購入した、その当時にこれ買うに当たって、農協のほうからカントリーエレベーターをつくりたいという申し出があって、そのときも多分この中にはもう残っていないかなと思うのですけれども、そのときの議論というか、そういうあれもあったかと思う

のですが、それをわかっている範囲でちょっと。

（産業振興課長） ちょっとまことに古いもので、土地の購入の起案の様式等はあるのですけれども、細かなどいう意向でこのような形になったかというものの資料がございませんので、申しわけありませんが、ちょっとわからないということです。

（矢部） 今まで、そのときも議論されたと思うのだけれども、無償で貸しているということなので、市でわざわざこのとき7,000万円でしたか。

（はい、7,000万の声あり）

（矢部） 7,000万出して、一番高い時期ですよ、これ。今300坪でも買って、一番高いときの。それで、今度売りますというけれども、2億円と言いました。これ……

（以内ということの声あり）

（矢部） 一番高い相場で貸した、これは多分私はすごくこのときに許可した、賛成した議員さんたちも議論されたと思うのですけれども、そのときの、私は本当にそれを一番何で無償で貸すのか。農協とすれば、第一向こうは利益のあれですよ。だから、そこを私はちょっと聞きたかったなと思う。答弁できなければ、後でこういうあれだったというのを書類というか、そういうあれが残っていればそれでもいいのですけれども、ちょっと教えていただきたい。

そして、地目を今までは農地を買って、でも7,000万円から出して、今、今度は宅地として売る、建物建っているのだから、全部の敷地は宅地になっているのか、宅地で売るのか、ちょっとそれだけ。

（産業振興課長） 委員ご指摘のとおり、購入時は田んぼということで農地を購入しております。その後、地目変更、合筆等が行われまして、現在は当然建物が建っておりますので、宅地としての登記になっております。

以上です。

（矢部） それと、だから前の書類というか、そういうあれがあったら、できたらいいですよ。

（休憩の声あり）

(委員長) では、暫時休憩をいたします。

(休憩 午前10時53分)



(開議 午前10時55分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(矢部) 次に、商工業のほうで、市でもって今度100万円の補助額と出てきたわけでございますけれども、一番初めに筒をつくるときの金額、それとそれは市に補助したのかしないのか、初めにそれをちょっとお聞きしたい。

(産業振興課副参事) 最初の筒をつくるときには、協賛金という形をお願いいたしまして、市内の企業さんとかそういったところからいただきまして、製作をしております。ちなみに、製作費用については、青年部に確認をしたところ約400万円程度というふうに伺っております。

以上です。

(矢部) 400万で四尺玉を打ち上げたのは、これ3回目でだめになったと思うのです。3回目だと思うのですが、ちょっとその辺。

(産業振興課副参事) 昨年第15回で第4回目ということでございます。以上です。

(矢部) ということは、4年に1回、4回目だから……ことし3回使ったのですか。3回でだめになってしまったのでしょうか。

(産業振興課副参事) 正四尺玉を打ち上げたのが平成25年の第12回このす花火大会のときでございます。したがって、25、26、27、28年度、昨年で4回目ということで使用して破損してしまったということでございます。

以上です。

(矢部) それで、四尺玉は特別だから、商工会のほうで用意をしたわけですか。三尺玉とか一尺玉とかとそういうあれというのはどっちが用意しているのですか。

(産業振興課副参事) 用意するというのは、花火……

(矢部) 筒を。

(産業振興課副参事) 筒ですか。花火大会に関しては打ち上げ業者が2社ございまして、そちらの2社のうち1社がいわゆる尺玉であるとかそういうものを作っております。四尺は別のもう一社がやっているのですけれども、基本的にはそういった筒に関しては、打ち上げ業者のほうを用意するものでございます。

以上です。

(矢部) それで、四尺玉は特別だからというので、商工会のほうに上げているわけですね、製作して。

(産業振興課副参事) まず、四尺玉に関しては、当然ギネスに認定されている、日本でも四尺を上げるのは鴻巣と、あと新潟県の片貝と2カ所しかございません。それくらい日本でも有数の花火になっております。それが昨年度破損してしまったというところで、いろいろ青年部のほうもことし四尺を打ち上げるかどうかというところは協議を重ねていて、どうしましょうかというところを話し合いを何回もしています。そういった中で、やはり鴻巣の花火大会というのは四尺というのがこれ日本全国津々浦々知れ渡っておりますので、それを破損してしまったということから、何とかことしも四尺やりたいということで商工会に対して補助金を交付するものでございます。

以上です。

(矢部) 四尺玉打ち上げるのには、それなりのやはり火薬が必要、中に入っている。それに対応する筒をつくるということは、計算とかそういうあれというのはしてつくるのか、それとも大体このくらいでもってつくってみるといえるのか、そういうあれでもってやっているのか、ちょっと構造計算ではないけれども、そういうあれというのはやってつくっているのか。また、これ3年後とか何かでつくって、だめになれば、また市のほうでお願いしますよ。それと、駅前によく飾ってある、ああいうあれというのは一番管理方法が悪いのではないですか。屋根の中にしまっておくとか、やっぱりそれは鴻巣の名物かもしれないけれども、やはり屋根のかかった中に対応というか、鉄ですから夏なんか熱くなって伸び縮みして、そういうあれも出てくるのではないかなと思うのですけれど

も、そのあれをちょっとお聞きしたいと。

（産業振興課副参事）まず、四尺の筒でございます。こちらについては鉄製の筒ということで、四尺の筒を製作する業者さんが日本でも2カ所程度というふうには聞いております。そのうちの1カ所の業者さんから今回見積もりをいただいて、製作をお願いをするのですけれども、確かに矢部委員さんおっしゃるように、構造計算的なもの、そういったものに基いてしっかりつくっているというふうには私たちのほうは理解しております。鉄製ということで、さらにさびどめの塗装、そういったところも全部施して納品していただくということで業者さんのほうにお願いをしています。当然これは花火大会当日は四尺玉を打ち上げる筒になっているのですけれども、それ以外については、皆さんご存じのように鴻巣駅東口のロータリーに四尺玉のレプリカと一緒に、その打ち上げる筒、実物が飾ってあります。当然今矢部委員さんおっしゃったような夏の暑さ、それから例えば酸性雨とか、そういったところで、万が一それを原因として破損をしたのかなというところも心配はあるのですけれども、こちらについては、業者さんのほうに確認をしたところ、そういったものは一切関係ないといったところで話は伺っております。以上です。

（矢部）また、四尺玉の筒をつくる、それに当たって今まで使っていた厚みというか、構造計算というか、そういうあれもするようなことも聞いたのですけれども、今までと同じものだったら、また同じようなあれが起きると思います。やっぱり補強ではないけれども、それにあと1ミリか2ミリとか、厚目のやつをつくったらどうかという、そういう案もあるのか、ちょっと。

（産業振興課副参事）現時点では、商工会青年部のほうからその辺について具体的な話というのは私たちいただいているわけではないのですけれども、当然去年の破損した事故等がございますので、そういったものは全て生かしながら、新たな筒を製作をして、今後そういったものがないようにしていくというふうには考えているところです。以上です。

(矢部) 今また、それで作るに当たって、カタログみたいな、そういうあれというのは、絵とかなんとかみたいな、何ミリでもってこういうふうなのをつくるというのは、できたらそれを議員のほうに提出をしてほしいと思うのですけれども、それできるかできないか。そして、先ほども潮田さんも言ったように、今後の市のスタンスはどうなのかちょっと聞きたい。

(産業振興課副参事) 四尺を上げる筒でございますけれども、これはまず特注品という形になっておりますので、現時点ではカタログとかそういった完成的な、いわゆる図面的なもの、そういったものというのはちょっと商工会青年部には確認はしていませんけれども、ないのかなというふうには思っております。ただ、その辺確認をとらないとわからないので、ちょっとそこは確認させていただければと思います。

今後のスタンスとしてでございますけれども、当然今回四尺をまた打ち上げるといところで、協賛金のご依頼をするチラシ等にも、あるいは最近つくったポスターでも四尺復活というふうな言葉で大々的にPRしております。やはり先ほど潮田委員さんにもご答弁させていただいたのですけれども、鴻巣市を代表する一大イベントでございますので、引き続き市としてはご支援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

(矢部) 要望ではないけれども、最後にあれだったので、先ほど製作するほうにはただ無我夢中でつくらないと思うのです。多分コンピュータではないけれども、何かが入って、それができると思うのです。だから、それをなるべくなら我々に見せてほしいとお願いしたいと思います。よろしくお願いします。それで終わります。

(休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時06分)



(開議 午前11時08分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（菅野） 11ページでお聞きしますけれども、J Aさいたまと合併して大きくなったので、契約者がかわるので売るか、これ引き続き今度はお金を取って貸すという方法になることもあり得るのでしょうか、もし折り合いがつかない場合。

（産業振興課長） ここにつきましては、確かに相互の話し合い、両方で恐らく鑑定とりますので、その間で話し合いが整わない場合は、今回鑑定をさせていただきますけれども、売買まで至らないというケースも想定はできます。その場合に、市の方針といたしましては、有償の賃貸借というような形で進めてまいるところでございます。

（菅野） 今自民党が国会で、要するに企業が何でもできるように変えましたよね、どんどん、どんどん農業を。今まで農家でなければできないことでも企業ができるようになって、私いつも「家の光」というのを読んでいるのですけれども、「家の光」あるではないですか、あれにいっぱい載っているのです。ずっと何ページも載っているのですけれども、それでJ Aさいたまになることで、鴻巣の今までの農家の方が何か特別それで農業をやることに不便というか、損失をこうむるとか、そういうことはないのですか。国のほうが変わったことを含めて影響というのがどうなのかということをお聞きしたい。

（産業振興課長） J Aさいたまは、今回広く合併しましたが、その部分が鴻巣市の農業に影響するというものではないとは考えております。制度的なもので、今は集約化というか、そういう方向に国のほうは流れておるところでございますが、鴻巣市の農業にJ Aの合併は特段かかわってはいないと考えております。

（菅野） そうかもしれないのですけれども、農業がどんどん高齢化しています。鴻巣の集計で見ましても、将来カントリーエレベーターを支えるほど、いつまでも鴻巣で農業が続くのか、そこら辺を危惧するわけです。あと国は民間企業がどんどん入っていいようになっているわけですから、それで民間企業なんか損すればそれっきりで逃げてしまうわけですから、農家のように農地を守るわけではないですから、そこら辺の展望というのは出ますか。

(産業振興課長) カントリーエレベーターにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、鴻巣市農協が設置したものでございます。それで、無償で市のほうが土地を提供していたところでございますが、合併によりさいたま農協になりましたので、場合によればカントリーエレベーターの利用は今までは鴻巣市内の方だけでございましたが、JAさいたまのほうに確認したところ、今後につきましては、合併したことにより他市からの利用も考えられるということは聞いております。

(菅野) わかりました。

次は花火ですけれども、13ページの。これかかる費用は全体幾らなのですか。補助が100万であって、四尺玉をつくるのに幾らかかるのですか、筒をつくるのに。

(産業振興課副参事) 現在見積もりをいただいているところだと、筒をつくってさびどめの塗装をします。こちらのいわゆる製作費的なものが430万円です。これに消費税8%がかかりまして、合計で464万4,000円でございます。そのほかに青年部の今年度の第16回の花火大会の予算としては、当然つくって運搬をしていきますので、その運搬費用も含めて500万弱の499万4,000円という形で予算を計上しているところでございます。

以上です。

(菅野) うちの部屋のお兄さんに聞いたら、幾らかかるのだ、片手だというから50万と言ったら、ばかと怒られたのですけれども、500万かかると聞いているのです。これは、ではそうすると市がくれる100万、今までも寄附を集めてきたのでしょうけれども、でも破裂はしなかったから3年間は500万はなかったわけです。もう少し補助というのはできないかね。簡単に400万が集まるのですか。商工会青年部というのは二十数人ぐらいでやっている組織と聞いているのです。50人も100人もいないですよ。青年部と云って、うちのお兄さんだって40過ぎているでしょう、だからうちの部屋のお兄さん。

(委員長) 正式名称で。

(菅野) 細川氏だって、青年部と云って20歳や25の人がやっている

わけではない。ほとんど一家のかなりの年齢の方がやっているわけですが、500万かかるところの100万で40万余分に去年より集めなければいけないというのは大変なことです。私は、500万ならせめて250万とか半分ぐらい出してやれないものかなと思ったものですが、そういう500万の根拠というのは何ですか。

（産業振興課副参事）前段で話をさせていただきますと、青年部の部員さんが商工業者の後継者ということで45歳が年齢の上限なのです。今年度43名の部員がいるということで、若干ふえてくるのかなというところではいるのですが、ただその中で実際に花火にかかわってくるのが二十五、六名程度というふうには伺っております。なので、あれだけの規模の花火大会をそれだけの人数をやっていくということは非常に大変なことだというふうには思っております。

そういった中で、筒の今回約500万円程度を製作するに当たって、当初はいわゆるインターネットを利用したクラウドファンディング的なものを利用して、何か協賛的なものでお金を集めたいというふうには考えていたのですが、なかなかその辺いろいろ条件があって難しいということがわかってきました。現時点では、有料観覧席等の座席数を何とかちょっとふやせないかなというところで収入的なものをふやしていこうというふうには考えていると聞いております。

その中で、今回の筒の100万円なのですが、菅野委員さんおっしゃったように非常に厳しい中で皆さん、日中は自分の仕事をやって、会議なんかは夜やっていると、すごく大変なことでやっているわけです。そういったことからして、当然市といたしましてももうちょっと支援をさせていただきたいというところはあるのですが、当然これ商工会青年部が主催する事業ですので、まずはご自分たちでどうにか自主事業というような意味合いですか、まずその辺の製作費用を賄えないかなというところで考えているようです。そこで、私たちのほうは、市とすると100万円という形で、ざっくり500万円という見積もりの中で5分の1程度というところでご支援をさせていただきたいなというところで考えております。

以上です。

（菅野）商工会青年部がやっているのに、いかにも市がやっているように宣伝しています。駅の東口なんかは、こんな大きなのがでんとあったのです。一番先に花火というのは、あれ青年部がやっているのもあって、市がやっているのではないしと私は思っているのですけれども、何かやるのも日本一の花火ですと、では市がやりなさいよというのです。青年部なのに、いかにも対外的には市がやって、市長さん大したものだなと名を上げているのではないかなと思うのですけれども、そういう宣伝効果からも考えてもう少し出してもいいのではないかなとつくづく思うわけです。

それから、今潮田さんが言ったように、もっとあれをやることでお金が地元に着くようにも含めて、例えばやるのは夜ですから、もうちょっと早い時間から何とか人を集められる催しがされるのかと。あと飛行機が、インパルスという自衛隊の飛行機が煙吐いて飛ぶとか、そうやって昼間集めるとか、自衛隊……そんな話もちらっと聞いているのですけれども、昼間からもう少しそういうことで市も手だてができるか、昼間から集められて夜まで続くといいです。花火だけでというのはお金使いません。私なんかは席代はお金払うけれども、夜になったら真っ暗い中余り食べないから、少しは食べますけれども、ただ堤防で見ている人なんてお弁当持ってきて、余りほとんど買いませんよね、見ていると。だから、本当は潮田さん言ったように地元にお金が落ちなければ、どんなにいい事業をやっても地元は潤わないのです。駅から来る感じのコンビニなんかは物がなくなるほど売れるというけれども、それ以外は本当にただ見て帰るといって、どこもそうでしょうけれども、花火の場合。何とかもっと落としてもらおうというのは、昼間、花火に向けて何かやって、夕御飯に食べて花火見に行ってもらえるというような、そういうふうな何か取り組みがこれ以上商工会でやれというのは無理ですから、それこそやるなら市が何か仕掛けをつくる以外ないと思うのですが、そういう考えというのは、市の中でこれというのはあるのですか。

（産業振興課副参事）菅野委員さんのご提案といたしますか、考え方につ

いては非常にいい案だなというふうに思っております。市でできるところというのは、なかなか難しいところというのは当然あるのですが、参考までに申し上げますと、今年の第15回このす花火大会では、商工会青年部のほうがやはり昼間来ていただいている人に、まず夜までの時間を楽しんでいただきたいというところ、それから早く来ていただければ、当然そこにお金も落ちてくる可能性も出てくるというところで、ちょっとこれ言っているのかどうかわからないのですが、さっきおっしゃったブルーインパルスを呼ぼうと、そういうところで計画をしております。

ただ、あいにくブルーインパルスに関しては、ほかのイベント等があれば当然そちらのほうも出なくてはいけないというところで、計画は残念ながら実行できなかったのですが、その分日中、自由観覧席の御成橋の下あたり、こちらの会場で入間航空基地の入間修武太鼓、そこに所属している太鼓の部隊、そちらを呼んで2回ぐらい公演をやらせていただきました。当然有料観覧席と協賛席の方に関してはチケットを持っていますので、比較的夕方ぎりぎりぐらいの時間でお見えになる方多いのですが、自由観覧席は結構早くからお見えになりますので、そういった方々に何とか地元でお金を使っていただくということと、あとは夜までの間、楽しんでいただけるようなものを何かしら考えているということでございます。今年度についても具体的にまだどういうことをやろうかということは詳しいことはまだ決まっていないのですが、当然昨年同様、同じような日中のもの、こういったものは何か考えているというふうには伺っております。

以上です。

（菅野）最後に、部長、これ1発200万ぐらいになりませんか、100万上がらないですか。500万ですよ、200万や300万ではないです。200万にならないのか。

（環境経済部長）それと、最初にこの前の質問の中で菅野委員のほうから市がやっているように見えるというふうなお話だったので、当然青年部がやられていることはうちのほうは尊重しております。

その中で、市が何ができるのかというので、やっぱり市の広報だとか広報媒体を使っただけのPRの部分、ここは青年部と協力をしてやっていく。広報部門のところを市がやっていくというのが責任だと思っております。ですので、そういう面では市がやっているというよりは、鴻巣市のイベントという意味で市が力を入れて広報していくというふうに捉えていただきたいと思っております。

それと、補助金の関係、予算がなかなか厳しい中、実は補助金というのはほかにもともと運営の補助金ということで300万円が出ています、今まで。過去の経緯からいくと、どんどん、どんどんちょっとふえていきながら、記念の事業のときにプラスアルファを出してきている経緯があります。現在は財政のほうでは固定の補助金というのは300万ということで大体押さえて考えています。予算なかなか組むので補助金どうするのかということはあると思うのですが、今回そういう中で特別にこんなお金がかかるというふうなことがあったので、実際青年部のほうからは直接お金が欲しいですということは実際言われていないです。彼らは自分たちの事業というのを大変自分たちでやっていくのだという自主的な考え方を持っていますので、その中で今まで記念の事業だったというふうなときに100万円ほど追加している経緯があるのです。400万円が最大だったということがあります。市の財政厳しい中で、どのぐらいできるのかということで、それのもともとの記念の事業だったときの上限400万円を一つの目安として今回100万円を計上させてもらっているということです。

以上です。

（菅野）最後に、あれだけの事業が総額幾らでできているのですか。最初は3,000万円ぐらいでできていると聞いていたのですが、今はもう七、八千万円はかかっているのではないのでしょうか。どのぐらいかかっているか。

（産業振興課副参事）参考までに申し上げますと、昨年実施しました第15回こうのす花火大会の収支決算書、こちらの決算額なのですが、花火の打ち上げ代であるとか、当然警備員さん、誘導員さんの人件費、

こういったもの全て総額で7,884万3,118円、約8,000万程度の事業になってきております。これは当然四尺玉を打ち上げるようになってから規制範囲が広がってきたというところと、それに伴って警備に関する人間、警備員さんあるいは誘導員さんがふえてきていると、さらに人件費等も毎年高騰してきているというところで、会場の設営費、それから人件費、こちらがかなり負担が大きくなっております。去年は参考までに、東口に臨時改札口を設けた関係で、そちらに誘導する方もふえてまいりました。なので、誘導員さんがかなりおととしから比べるとふえたというところで、毎年ちょっとずつ、ちょっととといいますか、毎年のように支出に関しては多くなっているというところではあります。

ただ、当然これは青年部のほうでもこのままではいけないというところは考えておきまして、何とか節減できるところは節減していきたいというふうには考えていると聞いています。

以上です。

（大塚）2カ所ありますので、最初のカントリーエレベーター関係のほうから伺いますが、議会初日の市長の提案説明の中に、JAさいたまから購入の申し出があったとありました。購入の申し出に至るまでの間、本日までどのような経過をもって、いつごろ申し出があって、いつごろ議論をして、今回評価を鑑定するという補正に至ったのか、その流れについてわかればお伺いします。

（産業振興課長）今までの流れということでございます。平成19年4月1日から平成29年3月31日までの10年間の無償貸与という契約がございました。このような契約で本年の3月31日までの契約ということで無償貸与がありました。それを見直していくというのが28年の2月ぐらいにJAさいたま、そのときまだ鴻巣市農協になりますけれども、今までどおり無償でという話は希望としてはあったようでございます。ただ、市のほうでも28年の4月1日のJAさいたまへの合併ということで、ちょうどそこから1年後に契約が切れるという中で、市の意向としては有償もしくは買い取り、今までどおりの無償のままではちょっと難しいというものは打診しておりました。

その結果というか、実質的には29年3月31日までにそれが決定できず、今はちょっと延長しているような状況でございます。その中で決めていくという交渉の中で、本年4月になりますけれども、JAさいたま側が購入を考えているという打診をいただきまして、今回の経緯となったところでございます。

以上です。

(大塚) 提案説明も文章化されていまして、これ見たのですが、これ見ると、あたかも先方から申し出があったように読み取れたものですから、中身はよくわかりました。

今度は場所の部分、現場のことですが、今現在カントリーエレベーターが設置されております。一般的にカントリーエレベーターというのは耐用年数というのは何年ぐらいなのか。

(産業振興課長) 耐用年数、それぞれの設備によって多分違ってくるかなとは思いますが。実は本年6月1日にリニューアルオープンという形で、中の機械を少しかえております。更新しております。その修繕費用が確認したところ6,696万かかっているということでございます。その中で、今回設置したものの耐用年数というのがおおむね20年ということもお聞きしましたので、今後投資しましたから、そのぐらいのという形。ただ、今回修繕工事やった内容、詳しくはわからないのですが、全部で8項目あるのですけれども、その部分は耐用年数20年ということですが、それ以外のものというのはちょっと私のほうではわからないのですが、設備自体はおおむねそのぐらいもつのかなというふうには考えております。

(大塚) なぜ伺ったかというのと、前の委員の質疑の中でもあそこは全部の面積、あるいは全体はいわゆる何でも建てられる宅地になっているということと、それからカントリーエレベーターという特有の使い道はしておりますが、全部宅地ということになると、これから先、もしかしたら違う使い道になる可能性もあるのかなとちょっとそんなことを思いました。ただ、今伺うと、約6,700万円程度かけて20年は継続して使うだろうというのがわかりましたので、大きく姿を変えて、他の使い方になる

ことはないというふうに理解をします。

最後に、カントリーエレベーターというか、JAさいたまの関係でもしわかればお伺いしますが、鴻巣の今回の物件のように、カントリーエレベーターがJAさいたまエリアで鴻巣だけではないと思うのです。何か所かもしあればということをお伺いしますが、今回下が無償で上物は自前ということですが、ほかの場所というのはあるのでしょうか、もしわかればお伺いをしますが、いかがでしょうか。

(産業振興課長) まず、最初のほうの関係でカントリーエレベーターの敷地が宅地ですから、何にでも使えるかということ、そういうことにはなっておりません。農業施設用地として軽微の変更ということで許可されておりますので、もしカントリーエレベーターを使わなくなったとしても、住宅が建つとか、そういうものには活用できませんので、あくまで農業用施設用地としての活用になろうかと思えます。

次に、カントリーエレベーター、さいたま農協管内につきましてですが、実は鴻巣市のみです。1カ所しかありません。一応ちなみに鴻巣市はほくさい農協も管轄しているのですけれども、ほくさい農協のほうは旧各市町に所在しております。川里にもございます。そちらのほうでちょっと聞いたところ、旧大利根町、この土地だけがJAほくさいの所有ではなくて旧大利根町、現在の加須市の所有になっていると聞いております。ただし、そこも有償の貸し付けということで、無償で取り扱っているところはありません。

以上でございます。

(大塚) わかりました。

次の花火の件ですが、1つ気になることがあるので、最初に伺いますが、他の委員からの質疑の中で、第4回目の使用をしたところ、今回の製作が必要になった四尺玉用の筒が必要になったと。ことしどうするかといったら、継続しているし、一つのみ玉なので、ことしも打ち上げたいという思いの中で430万程度かかるということですが、製作に至った結論だというお話です。

一般的ですけれども、先ほど部長の答弁はないので、私が聞いた範囲で

言う、壊れてしまった原因が特定してないらしいという話であります。そうすると、なぜ壊れたか理由がわからないのに、改めてより丈夫なものをつくるにしても、再作をして、再度チャレンジしようというのには私はちょっとリスクがあるのではないかなと思うのですが、上げることについては異論はないのです。当然鴻巣の花火の事業のイベントの目玉として大いに活躍してもらっていいと思うのですが、その原因がわからないのに100万円単位の金額をそこにかけるといことについて、何かやりとりあるいは結論に至るまでの間で何かわかっていることがあればお伺いをします。

（産業振興課副参事） 昨年15回花火大会のラストを飾る四尺玉がうまく打ち上がらなかったというところで今回の補正になっているのですが、まずその原因が明らかな原因というところの特定というのができるなかったというところは伺っております。こうした花火関係の事故がありますと、まず所轄の警察署、それから消防本部、こちらのほうに届けます。当然消防本部のほうから埼玉県の方に今度は報告をするのですが、その報告の中で原因の明らかな特定ができなかったというところは伺っております。この理由の一つは、やはり玉自体が既に破裂してしまっている、ない。筒もかなりの破損をしてしまったので、その原因を特定するための材料がもうないので、原因の特定ができなかったということは消防のほうからも確認をとれています。

そういった中で、今回当然大塚委員さんおっしゃったような心配というのは非常にあるかなと思います。昨年の事故といいますか、破損したものについては、筒の上部で花火が何らかの原因で爆発してしまった、いわゆる筒はね、あるいは筒割れとか、こういったことが原因かなというところでは聞いています。これって意外と珍しいことではないというふうには伺っております。昨年の長岡の花火大会でも、三尺がやっぱり失敗をしたというふうには聞いておりますので、過去4回目なのでは成功してきたのが逆に珍しいのかなというところもあるとは思いますが、非常に四尺を打ち上げるのに

は、当然今はコンピュータ制御で遠隔操作でやったりとか、さらに四尺に関しては導火線を使って、いろんな複数のパターンで何らかの原因があって打ち上げられないと、そういったことがないように全てやっています。なので、今回100万円の補助金をさらに上乗せして交付をするのですけれども、そういった過去のほかのところの事例とか、あるいは昨年の明らかな原因はわからないのですけれども、恐らくこうではないかなという、そういったところを業者とも確認をしながら、そういうことが今後ないように、当然製作もするし、打ち上げに関しては細心の注意をしていくということで考えております。

以上です。

（大塚）鴻巣の例がまれな話ではなく、時折見られるということでもあります。1つ、今後についてやるべきことかなと思いますが、打ち上げの操作に関してミスがあったとかトラブルがあったとか、それからその他も含めて今回430万円負担をするのは主催団体、いわゆる所有者側です。本来原因がはっきりしていると、かかわった業者、委託した業者にも過失があれば、何らかの負担があるのだと思います。それが4年目を迎えたときにこういうことが起きて、矢部委員も心配していましたが、また再びということもあり得るので、私はその原因についても過去に例があるのであれば、他に例があるのであれば、よく分析をしていただいて、それは当然主催団体だけではなく、バックアップをしている鴻巣市もそこら辺は十分認識をしておかないと、ただ単に突発的に起きてしまったから出す、起きたから出すというのは好ましくない、これは将来的な話ですけれども、私はそこら辺は十分にチェックをしながら、協議をしながら認識をして詰めていくというのが必要だと思いますが、これは担当課もしくはというよりも鴻巣市全体の話になりますので、そこら辺十分精査をし、情報を集めて、集約して整備をしていくということをあえてしていくべきというふうに考えますが、それについてお答えをお願いいたします。

（産業振興課副参事）当然ほかの事例もそういったところがあるというのはあるのですけれども、原因が特定ができなかったという中でも、恐

らくこういうことが原因かなというところはあるのかもしれませんが。ちょっと漏れ伺ったところでは、導火線がもう本当に数ミリ単位が長さが違うことによって、筒の上部でうまく打ち上がらずに、はねてしまうということも考えられますよというところは花火業者さんのほうも言っておりますので、そういったことを鑑みながら、今後そういったことがないように、当然我々市も含めて商工会青年部のほうも花火業者と、あるいは当然消防本部、そういったところの関係機関も含めて協議をしながら、今後こういうことがないような形で進めていきたいというふうには思います。

以上でございます。

(矢部) 四尺玉を上げているのはずっと同じ会社なのかどうか。

(産業振興課副参事) 四尺玉に関しては同じ業者が上げております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第43号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。
なお、会議録の調製につきましては委員長に一任願います。
これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(閉会 午前 11 時 43 分)